

様式第6号（第11条関係）

第 号
年 月 日

木造住宅耐震診断結果報告書

様

常総市長

印

あなたのご自宅の耐震診断（一般診断法）を実施しましたので、別紙のとおり報告いたします。

なお、報告書の内容は、調査時点での診断状況ですので、その後の経年変化に対しては十分な維持管理をお願いします。

＜調査日 年 月 日＞

この診断結果についてのご相談、ご質問等については、次の相談窓口へご連絡ください。

【相談窓口】

〒303-8501 常総市水海道諏訪町3-2-3（本庁舎2階）

常総市都市建設部都市整備課 開発審査係

Tel：0297-23-2111（内線）2911

注 意 事 項

一般診断法は、大地震（震度6程度）での倒壊の可能性（人命の保護に重点）について診断を行うものと位置付けられています。（外壁、窓ガラス等の破損又は建物の傾斜がないことを診断するものではありません。）また、震災による被害状況を診断するものではありませんので、診断結果は罹災証明に関する調査及び地震保険の損害調査には使用できません。

評点1.0未満の場合には、大地震時に建物の安全限界変形角を超え、倒壊の可能性があることを表します。

なお、評点1.0以上1.5未満は、「一応倒壊しない」と考えられますが、あくまでも目視による外観調査に基づく診断結果のため、さまざまな不確定要素（壁内部の仕様、土台及び構造部材の接合部の状況等）が含まれますので、最終的には、精密診断法により耐震性能を判断することをおすすめします。

また、本診断結果が評点1.0以上であっても、地震時に倒壊しないことを保証するものではありません。